

福島県森林環境税に関する アンケート調査への協力をお願い

よろしくお願いします

今後の「福島県森林環境税」の取り組みの参考とさせていただくため、県民の皆様からの貴重なご意見をお聴かせください。



このアンケートはパソコンやスマートフォンからも回答いただけます！！

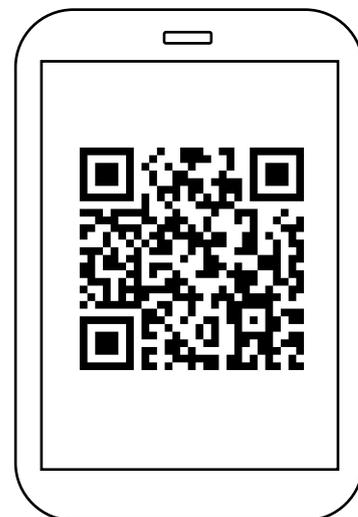
福島県森林環境税に関するアンケート

検索

【お問い合わせ先】

○福島県 農林水産部 森林計画課

電話：024-521-7425 FAX：024-521-7453



このアンケートは、平成 18 年度から福島県で導入しております

「福島県森林環境税」のアンケートです。

令和6年度から課税がはじまりました「森林環境税(国税)」の

アンケートではありませんので、予めご承知おきください。

問1 あなたのプロフィールについておたずねします。

該当するものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

- ① あなたがお住まいの地区をお答えください。
(避難されている方は、避難元の地区でお答えください。)
- 1 県北 2 県中 3 県南 4 会津 5 南会津 6 相双 7 いわき
- ② あなたの性別をお答えください。
- 1 男性 2 女性 3 無回答
- ③ あなたの年齢をお答えください。
- 1 10代以下 2 20代 3 30代 4 40代 5 50代 6 60代 7 70代以上
- ④ あなたの職業をお答えください。
- 1 農林漁業(自営または家族従事者等)
2 商工業・サービス業(小売店、飲食店、会社経営等)
3 自由業、芸術家(開業医、弁護士等)
4 会社員、公務員、教員、団体職員、その他
5 アルバイト・パートタイマー
6 主婦・主夫 7 学生 8 無職
- ⑤ あなた(または家族)は森林を所有していますか。
- 1 所有している。 2 所有していない。 3 わからない。

問2 森林への関わりについて

あなたは現在、森林とどの程度関わりがありますか。

該当するものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

- 1 生活や仕事、趣味等で頻繁に森林に立ち入る機会がある。
2 生活や仕事、趣味等で週1回程度は森林に立ち入っている。
3 生活や仕事、趣味等で月1回程度は森林に立ち入っている。
4 年に数回、森林に立ち入る程度である。
5 森林にはほとんど立ち入らない。

問3 福島県の森林は県の面積の約7割を占めています。あなたは、県内の森林についてどのように感じていますか。

該当するものを2つ選び、番号を○で囲んでください。

- 1 手入れが行き届いて健全である。
2 手入れが不十分で荒れている。
3 病虫害、クマ・シカなどの被害が目立つ。
4 伐採されたまま放置されている。
5 放射性物質の影響を心配している。
6 特に森林について感じるものはない。
7 その他

()

問4 森林の働きについて

森林は豊かな水やきれいな空気を育み、災害から県土を守り、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するなど様々な役割を果たしていますが、あなたはどれが大切だと思いますか。

該当するものを3つ選び、番号を○で囲んでください。

<森林が果たす役割（森林の多面的機能）>

- 1 山崩れや洪水などの災害を防止する働き。
- 2 二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する働き。
- 3 豊かな水を蓄え、水を浄化する働き。
- 4 木材を生産する働き。
- 5 きのこと・山菜などを生産する働き。
- 6 動植物の生息の場所としての働き。
- 7 森林公園など憩いの場としての働き。
- 8 森林とのかかわりを学ぶ環境学習の場を提供する働き。
- 9 景観を形成する働き。
- 10 放射性物質の流出を防止する働き。
- 11 空気をきれいにする働き。
- 12 騒音をやわらげる働き。
- 13 特に森林の働きに大切なものはない。
- 14 その他

問5 国の森林環境税について

令和6年度から温室効果ガス排出削減目標達成等に向け、森林の整備等に必要な財源を確保するため、新たに国税として森林環境税の課税が始まりました。図1の右側のように活用されており、福島県森林環境税とは異なる制度です。

あなたは、福島県森林環境税と国の森林環境税が異なる制度であることを知っていましたか。

該当するものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

- 1 よく知っていた。
- 2 知っていたが、詳しい内容の違いは分からない。
- 3 知らなかったが、今回、異なる制度であることを知った。
- 4 知らなかったし、内容の違いも分からない。

図1

「福島県森林環境税」と「国の森林環境税」

福島県の森林^{もり}づくりのために、それぞれの用途で、県・市町村が有効に活用しています。

福島県森林環境税（県税）

国の森林環境税（国税）

どんな税なの？

水源のかん養や県土の保全など、私たちの生活に様々な恵みをもたらす森林をすべての県民で守り育て、次の世代に引き継いでいくため平成18年度から県が導入しています。

市町村が行う森林の整備やその促進を図るため、令和6年度から国税として課税をはじめりました。全国の市町村（配分9割）と都道府県（配分1割）に森林環境譲与税として配分されています。

何に活用されているの？

県が、森林の持つ機能の維持や森林環境を保全する取組みを支援しています。

- ① 森林の整備
- ② 花粉の少ない苗木づくり など

また、森林を守り育てる意識を広げる取組に活用しています。

- ③ 県民参加の植樹イベント など
- ④ 森林環境学習 など

市町村は、森林所有者から管理を委託された森林の整備などに活用しています。

- ⑤ 市町村に委託された森林の整備

県は、市町村の取組への支援に活用しています。

- ⑥ 林業従事者の育成
- ⑦ 市町村向けの短期研修 など

森林の持つ機能の維持



①

市町村に委託された森林の整備



⑤

作業のイメージ

森林環境学習



④

林業従事者の育成



⑥

花粉の少ない苗木づくり



②

県民参加の植樹イベント



③

市町村向けの短期研修



⑦

その他の「福島県森林環境税」を活用した取組みは、県森林計画課のホームページに公表しています。



各市町村の国の森林環境税を活用した取組みは、各市町村のホームページで公表されていますので、ご覧ください。

問6 福島県森林環境税について

福島県の森林を健全に次世代へ引き継ぐため、平成 18 年度から、福島県森林環境税を導入し、納税者の方から年額 1,000 円（住民税に含まれています）を納めていただき、森林整備などの取り組みを行っています。あなたは、福島県森林環境税を知っていましたか。

該当するものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

- 1 よく知っていた。
- 2 知っていたが、使い道までは知らなかった。
- 3 知らなかった。

問7 福島県森林環境税の取組内容について

現在、福島県森林環境税を財源として取り組んでいる内容について、あなたは次のどれが大切だと思いますか。

該当するものを3つ選び、番号を○で囲んでください。

- 1 水源林や里山林などでの荒廃した森林を整備する取組み。
- 2 花粉症対策のための森林づくり。
- 3 市町村が行う取組みに対する支援。
- 4 森林にかかわる文化の記録と公開。
- 5 民間住宅や公共施設等での県産木材の利用促進。
- 6 石油に代わる木質バイオマス*の利用促進。
- 7 小中学生などを対象とした森林環境学習の実施。
- 8 県民が行う森林ボランティア活動への支援。
- 9 インターネットなどを活用した県民への森林情報の提供。
- 10 その他

※ 木質バイオマス … 枝・葉等、燃料として利用できる、木材からなる再生可能な資源

問8 福島県森林環境税の今後について

福島県森林環境税を活用した取り組みは、現在、第4期対策として令和3年度から令和7年度までの5年間行うこととしています。

あなたは、令和8年度以降についてどのようにお考えですか。

該当するものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

- 1 現在のまま継続して取り組むべき。 ⇒ 問9～11をお答え願います。
- 2 新たな取り組みを加えて継続すべき。 ⇒ 問9～11をお答え願います。
- 3 継続すべきでない。 ⇒ その理由を下の欄に記載してください。

⇒ 3番を選択された方はアンケート終了です。御協力ありがとうございました。

問9 福島県森林環境税の今後について

問8で1番2番を選択した方に質問します。あなたは、令和8年度以降、福島県森林環境税を活用して、どのような取り組みを行うことが大切だと思いますか。

該当するものを5つ選び、番号を○で囲んでください。

- 1 水源林や里山林などでの荒廃した森林を整備する取組み。
- 2 市町村が行う取り組みに対する支援。
- 3 成長した樹木の利用を進め、伐採跡地へ植林を推進する取組。
- 4 花粉症対策のための森林づくり。
- 5 森林にかかわる文化の記録と公開。
- 6 民間住宅や公共施設等での県産木材の利用促進。
- 7 これまで木造ではなかった建物への県産木材の利用を促進する取組。
- 8 石油に代わる木質バイオマスの利用促進。
- 9 子どもから大人まで全ての世代を対象とした森林環境学習等の実施。
- 10 県民が行う森林ボランティア活動への支援。
- 11 インターネットなどを活用した県民への森林情報の提供。
- 12 ふくしま植樹祭[※]等を通じた森林づくりへの意識を高める取組。
- 13 その他

※ふくしま植樹祭

平成30年に福島県で開催された全国植樹祭の開催理念を継承し、未来を担う子どもたちに美しいふるさとを継承するための森林づくりイベント。

問10 福島県森林環境税の今後について

これまで、福島県森林環境税により森林環境の保全を目的に、間伐等の森林整備を 32,035ha（猪苗代湖3個分）実施してきました。

現在は、昔植えたスギなどが大きく育ち、木材としての利用時期を迎えている森林が多くあります。そのような中、今後重視して取り組むべきと思うものはどれですか。

該当するものを2つ選び、番号を○で囲んでください。

（参考）1ha=10,000㎡

- 1 再造林（木を伐った跡地を再び森林にするため苗木を植えること）。
- 2 花粉症対策につながる花粉の少ない森林づくり。
- 3 公益的機能を発揮できる災害に強い森林づくり。
- 4 森林の管理に必要な作業道などの道づくり。
- 5 その他

[]

問11 福島県森林環境税の今後について

これまで、福島県森林環境税により取り組んで参りました、ふくしま植樹祭等による、森林づくりへの意識を高める活動に 153,413 名（R4 年度）もの多くの県民の皆様に参加いただきました。

今後重視して取り組んでいくべきと思うものはどれですか。

該当するものを2つ選び、番号を○で囲んでください。

- 1 幼児向け教育。
- 2 小中学校向け教育。
- 3 高校生向け教育。
- 4 大学生・社会人向け教育。
- 5 森林環境に関するイベント。
- 6 その他

[]

これまでの問1～11の中の自由記載欄

A large, empty rectangular area enclosed by a thin black line with rounded corners, intended for free-text entry.

～～～ご協力ありがとうございました。～～～